

体育施設における受動喫煙対策について

1 目的

体育施設における受動喫煙対策について、「市有施設等における受動喫煙対策の基本方針」を受け、健康増進法の規定をより強化し、対策を講じるもの。

2 体育施設の受動喫煙防止対策

体育施設は第二種施設に該当し、令和2年4月1日施行で屋内禁煙が講ずべき対策とされているが、市の基本方針を踏まえ、敷地内禁煙とする。

- 理由
- ・ 体育施設は体力維持や向上など、健康増進を図る施設である。
 - ・ 部活動や大会、競技会など、子ども利用が多い施設である。
 - ・ 一部の施設ではすでに実施済である。
 - ・ 市長への手紙等で要望がある。

3 実施時期

健康増進法一部改正の施行期日である、令和2年4月1日までに実施する。

4 受動喫煙対策の基本方針（市基本方針と体育施設の基本方針）

市有施設等における受動喫煙対策の基本方針

種別	施設区分	法律上の義務	本市の基本方針	実施期限
第一種	学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎	敷地内禁煙 ※屋外喫煙場所の設置可	敷地内禁煙 ※屋内・屋外ともに喫煙禁止	令和元年 7月1日
第二種	既に敷地内禁煙を実施済みの施設など			
	上記以外の公民館、図書館、 体育施設 、コミセン、水道施設、清掃センター、老人憩いの家など	屋内禁煙 ※喫煙専用室等の設置可、屋外は喫煙可	屋内禁煙 ※屋内は喫煙禁止、屋外は受動喫煙が生じないよう配慮したうえで喫煙場所設置可	令和2年 4月1日



体育施設の基本方針

種別	施設区分	法律上の義務	体育施設の基本方針	実施期限
第二種	体育施設	屋内禁煙 ※喫煙専用室等の設置可、屋外は喫煙可	敷地内禁煙 ※屋内・屋外ともに喫煙禁止	令和2年 4月1日